



現場の声を力に、政府による要請を引き出す —価格転嫁と手取り増の実現に向けて—

皆さま、ご安全に！村田きょうこです。

2026年度予算が衆議院を通過し、舞台は参議院に移りました。参議院では、与野党が伯仲の状態にあることから、丁寧な予算審議を行うことになりました。通常、予算審議は1か月程度かかるにも関わらず、それだけの時間が年度内には残されていません。そのため、新年度予算案が成立するまでの「つなぎ」となる暫定予算案が組まれることになりました。

【政策実現に前進】中東情勢激変に伴う価格転嫁促進の要請文が政府から出る

<今回のポイント>

3/26の参議院経済産業委員会にて質問に立ちました。

1. 中東情勢等による原材料価格の引き上げに伴う価格転嫁について緊急メッセージを迫る

3/23に公表された連合の春闘集計結果を引き合いに出し、中小企業の賃上げ率(5.05%)が目標の6%に届いていない現状を指摘しました。これは現場の労働者にとって死活問題であり、中東情勢やレアアース高騰といった新たなコスト増を前に、政府による強力な「価格転嫁メッセージ」の発信を強く促しました。

赤澤経産相からは、中東情勢があつたとしても官民挙げて取り組んできた価格転嫁の流れを絶対に止めてはいけないとの決意を表明があり、関係業界団体及び各省庁、地方自治体に対して要請文を出すことに向けて、最終調整中と表明がありました。そして、3/27付で要請書が出ました。裏面に参考資料を付けましたのでご覧ください。



参議院予算委員会で質問する
村田きょうこ参議院議員。

2. 金型保管の「現場負担」解消へ

JAM九州・山口の皆さんを含むJAMの皆さんの現場で聞いた声を背景に、自動車産業などの現場で、発注元から保管料、金型の修繕費の未払いを強いられている「金型」の問題をについて、政府の対応を質問しました。サプライチェーン全体での適正な対価支払いを求めました。

3. 金型の価格転嫁に向けて前進

赤澤大臣はこれに対し、本年2月から自動車製造事業者、部品製造事業者、素形材団体を交えた自動車サプライチェーン取引適正化会議を設置し、2/25に1回目の会合を開いたと答弁しました。この会議では、型取引について議論する予定であり、自動車部業界の取引適正化に向けて取り組んでいくとの回答がありました。

<今回のポイント>

3/18の参議院予算委員会で質問に立ちました。

1. レアアース不足への支援要請

3/18の予算委員会で、東北地方のJAM加盟組合工場にてレアアース不足による「生産ラインの一時停止」が発生している実態を政府へ伝えました。赤澤経産相はJAM側の情報に基づき調査を行うとともに、供給の多角化だけでなく、現在困っている企業に対しての支援を表明しました。



参議院予算委員会で質問する村田さよこ参議院議員。後ろにいるのは郡山りょう参議院議員。

2. 原材料の価格転嫁周知を政府が明言

中東情勢の激変による、原材料価格の高騰分がきちんと価格転嫁されるのかについて、政府は、取適法の着実な施行と周知徹底、価格転嫁サポート窓口による価格交渉の支援等に取り組むと回答しました。JAMの皆さんと連携しながら問題解決に取り組んでいきます。

3. 通勤手当の「報酬」扱いに異議

昨年から引き続き、実費支給の通勤手当が社会保険料の算定対象（報酬）とされることで、遠距離通勤者の手取りが減少する矛盾を追及しました。「算定から除外すれば企業の負担も減り、手当支給の促進につながる」と迫りました。

4. 上野厚労相の「投げやり答弁」で審議中断

通勤手当の取り扱いについて、上野厚労相が「企業によって様々」と回答したことで、議論を避ける姿勢であると予算委員会が紛糾し、質疑が一時中断する事態となりました。この問題は、島津労働組合の意見提起からスタートした質問ですが、国会質問としては、1979年に当時の橋本龍太郎厚相が検討を約束しながら、45年以上進展していない現状について、改めて政府の考えを質しました。

皆さんの手取りを増やすために引き続き取り組みを展開していきます。

資料の抜粋

1. 取適法・振興法の遵守、サプライチェーン全体での取引適正化

中小受託事業者と委託事業者との取引については、本年1月1日に施行された中小受託取引適正化法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）以下「取適法」という。）において、協議に応じない一方的な代金決定を禁止するほか、通常支払われる対価に比べ著しく低い代金を不当に定める「買ったたき」や、有償支給原材料等の代金を支払日より早く支払わせることなどを禁止しています。

また、受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号。以下「振興法」という。）第3条に基づく「振興基準」においても、「取引対価は、合理的な算定方式に基づき、中小受託事業者の適正な利益を含み、中小受託事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるよう、委託事業者及び中小受託事業者が十分に協議して決定するもの」とされています。

これらを踏まえ、中小受託事業者から価格交渉の申出があった場合には、積極的に応じ、原材料価格、エネルギーコスト、労務費等の上昇分を考慮した上で、十分に協議を行い、取引対価を決定するなど、適切な価格決定を行ってください。特に、直近で急激に価格が上昇している原材料・エネルギー等を使用して製品等を製造している事業者に対しては、当該原材料・エネルギー等の価格上昇分を取引対価に反映するため、通常の価格改定の時期を待たずに積極的に協議を行うなど、特段の配慮をいただきますよう、お願いいたします。

さらに、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号））では、取引の対価の一方的な決定や、不当な減額、支払遅延など、取引上の優越的地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為を禁止しています。

取適法や振興法、独占禁止法の趣旨を踏まえ、原油をはじめとする、原材料・エネルギー等の世界的な供給不安定化や価格上昇が危惧される中においても、中小企業・小規模事業者が賃上げを継続できる環境を整備するため、取適法の対象取引に限らず、サプライチェーン全体での価格転嫁・取引適正化に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

※参考資料

「中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた適切な価格転嫁等に関する中小受託事業者に対する配慮について」
2026/3/27 発表 経済産業大臣 公正取引委員会委員長

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/ant/ei/kokusai_josei/dl/260327/001.pdf



◀要請文の二次元コードはこちら

【発行元】JAM本部 政策政治グループ 〒105-0014 東京都港区芝2-20-12 11F
TEL:03-3451-2451 公式サイト
⇒<https://murata-kyoko.com/>